

生成 AI 利活用実証支援委託
業務説明資料

1 件名

生成 AI 利活用実証支援委託

2 業務目的

本市における生成 AI サービスのさらなる利活用を検討するために、本市の業務情報を連携した生成 AI サービス利用環境の提供等を委託するもの。

3 提案上限価格

800 万円(税込)

4 業務委託期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで

5 履行場所

横浜市デジタル統括本部企画調整課 ほか

6 業務概要

(1) 生成 AI サービス利用環境に関する基本要件

- ・ 利用する大規模言語モデルは Azure OpenAI Service で利用できる GPT-3.5 相当以上の性能を有するモデルであること。
- ・ 大規模言語モデルは最新モデルへの切替利用等について拡張性及び柔軟性を持たせること。
- ・ ユーザ認証機能を有すること。
- ・ プロンプトテンプレート機能を有すること。
- ・ Microsoft Edge からアクセス可能であること。
- ・ 「7 RAG 機能利用想定部署 (ユースケース業務部署)」に記載するユースケース業務のうち、各業務用途別に最適な回答が得られるよう、複数ボット、チャンネル、エージェントを生成する等の配慮がなされていること。

(2) 生成 AI 環境への本市の業務情報の連携に関する要件

- ・ 本市の提供する業務情報 (主に word、excel、PDF、powerpoint 等の形式を想定) の情報をもとに回答を生成できる仕組み(Retrieval-Augmented Generation、以下 RAG という。)を提供すること。
- ・ 回答作成時に参照したデータを回答画面から参照表示ができること。

- ・ RAG の実行効率を高めるデータクレンジング作業（メタデータ付与、整形等）を施したうえで、ベクトル変換しストレージへ格納する作業を実施すること。ファイルの量やページ数、データクレンジング作業の詳細については別途協議のうえで決定する。
- ・ 本市からのフィードバックを踏まえて、環境やドキュメントの設定・設計について見直しを実施すること。
- ・ 本市の業務システム等と本委託で利用するシステムとの直接的な結合は実施しない。

(3) 非機能要件

ア 可用性

- ・ 基本的に 24 時間 365 日の稼働であり、生成 AI（RAG）環境の停止が発生する場合は事前に連絡を行うこと。
- ・ 提供するサービスが従量課金制の場合であっても、提案価格の範囲内において、7 に掲げる職員が 8 に掲げるスケジュールにて十分に実証が可能であること。

イ セキュリティ

- ・ 二要素認証機能を有するか、指定したグローバル IP アドレスからのみ接続できる機能を有すること。
- ・ 生成 AI サービス環境との通信プロトコルは HTTPS であること。
- ・ 対話内容及び連携する本市の業務情報が生成 AI の学習に利用されないこと。
- ・ 対話内容及び連携する本市の業務情報が保存されるリージョンは、日本国内であること。
- ・ 対話内容及び連携する本市の業務情報が AI モデルに保存されないこと。
- ・ 本委託終了時に、本市と協議のうえですべてのデータを適切に消去すること。
- ・ 本市以外の利用者のシステム環境とは論理分割されるなど、本市の情報が漏洩しない仕組みとなっていること。

(4) サポートに関する要件

- ・ 提供する生成 AI サービス環境について、利用者に対して研修を実施すること。（2 回程度を想定）
- ・ ユースケース業務における課題・ニーズを踏まえた RAG 利用に関するアドバイスをを行うこと。
- ・ 実証終了時の成果報告作成の支援を行うこと。

7 RAG 機能利用想定部署（ユースケース業務部署）

(1) 本市の部署より 3 課（3 業務）程度を選定予定。

(2) 1 課（1 業務）あたりのシステム利用者は 10 名程度を想定。

8 想定スケジュール

令和6年				令和7年		
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	★契約締結					
	★キックオフ					
		(1)生成AIサービス利用環境の提供 ①構築・準備期間		(1)生成AIサービス利用環境の構築 ②利用期間		
		(2)本市の業務情報の連携 ①初回構築		(2)本市の業務情報の連携 ②本市からのフィードバックに基づくデータの修正・再登録		
		(3)ユースケース創出支援 ①研修等の実施支援			(3)ユースケース創出支援 ②報告書作成支援	

9 納品成果物

(1)納品成果物（納入期限） ※いずれも様式は問わない。

- ①プロジェクト計画書（キックオフから1か月以内）
- ②成果報告書（令和7年3月31日まで）
- ③RAGの実行効率を高めるデータクレンジング作業を実施した後のデータ
- ④その他、委託者が必要とする資料等

(2) 提出方法

指定の納入期限までに電子媒体（CD-R等）を1部提出先へ納品すること。また、電子媒体の納品に当たっては、必ずウイルスチェックを行うこと。

(3) 提出先

横浜市デジタル統括本部企画調整課

10 特記事項

- (1) 受託者は、使用者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）およびその他関係法令（条例、規則その他の規程を含む）に基づく従業員に対する使用者としての責務を負わなければならない。
- (2) 本契約における印紙貼付の要否及び、額は受託者の責任において確認しなければならない。
- (3) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (4) 業務遂行の際には、必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、本仕様書に明記していない事項など、履行内容について

疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議の上対応すること。

(5) 業務中の事故（人身事故含む。）については、本市に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。

(6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「委託契約約款」を遵守しなければならない。

(7) 生成 AI サービスに関連して生じた一切の紛争については、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。